

議案第85号

富士見市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市公共施設整備基金条例（昭和60年条例第3号）の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定する。

平成30年11月27日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

公共施設整備基金を拡充するため、富士見市公共施設整備基金条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

富士見市公共施設整備基金条例（昭和60年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。